

令和6年第3回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日（木）
午後2時00分から午後3時20分
2. 開催場所 長崎西彼農業協同組合北部営農経済センター 2階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（16人）

会 長	1 番	葉 山	諭						
会長代理	2 番	水 嶋	政明						
委 員	3 番	山 田	康弘	4 番	中 尾	正則	6 番	坂 口	初男
	7 番	河 本	光晴	8 番	梅 山	清春	9 番	相 川	浩一
	1 2 番	安 藤	卓巳	1 3 番	谷 脇	文弘	1 4 番	山 口	用一郎
	1 5 番	柿 田	敏彦	1 6 番	前 田	明代	1 7 番	中 村	和也
	1 8 番	松 崎	常俊	1 9 番	林	辰造			
5. 欠席委員（3人）

5 番	大 串	英明	1 0 番	葉 山	静子	1 1 番	本 山	光幸
-----	-----	----	-------	-----	----	-------	-----	----
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について
議案第12号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第13号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和6年西海市農業委員会第3回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中16名で定足数に達しておりますので総会は
成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、6 番：坂口委員、7 番：河本委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 10 号の 1 番について、説明いたします。資料 1 頁は、農地法第 3 条の許可申請 4 件の位置図です。2 頁は、1 番の議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、事由の詳細は、今回の申請地は、全て譲り受け人の自宅周辺に位置しており、有効かつ効率的な利用が考えられること等から、許可があり次第、贈与により所有権を移転するものです。

農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、1 頁から 9 頁までで、1 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4 頁・5 頁に字図、6 頁から 8 頁に現況写真、9 頁に航空写真を添付しています。4 頁・5 頁の黄色に塗られているところが申請地です。9 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。譲り受け人は、露地野菜、ブドウを栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。説明は以上ですが、関連しますので、報告事項 5 番を説明します。

資料は、別冊の 128 頁です。本件 3 条申請について現地を確認したところ、申請地内に農業用通路が設置されていることが判明しましたので、事後報告とはなりますが、農地転用許可不要案件届を提出してもらいました。内容は別冊 128 頁の下段右記載の事由のとおりで、当該地は、先代以前から一部が農業用通路として整備されており、施工状況や位置などについては、資料 131 頁をご覧ください。本来は、施工前に所定の届出が必要でしたが、その届けを怠り、現在に至っています。資料 135 頁は、その顛末書です。関係する報告についての説明

は、以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 10 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。本案につきまして 3 月 25 日に、地元推進委員 2 名と譲り受け人と 4 名で現地を確認し、話を伺ってきました。この土地は、譲り受け人の自宅近くにあり、お父さんの時代から、借りて耕作されていた関係上、もらって欲れないかと相談されまして、譲り受けることにしたというお話でした。一生懸命農業を続けておられますので、自分の農地になれば、もっとよくできるのではないかと励ましてきました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 10 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 10 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番について説明します。議案書は 10 頁です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、事由の詳細は、譲り受け人はこれまで、申請地を譲り渡し人から借り受けてミカンを栽培してきたが、譲り渡し人より売り渡しの要望があり、譲り受け人が買い取ることで合意し、許可があり次第、売買による所有権移転を行う予定です。

関係資料は、10 頁から 14 頁までで、1 頁に位置図、11 頁に付近近況図、12 頁に字図、13 頁に現況写真、14 頁に航空写真を添付しています。12 頁の黄色に塗られているところが申請地です。14 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で 5 分以内のところにあり、ミカンを栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件の

すべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 10 号の 2 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

16 番 16 番委員です。譲り受け人は、譲り渡し人の農地を借りて、今までミカン栽培をしてきましたが、譲り渡し人から売渡しの要望があり、買い取るということで合意したというお話を伺いました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 10 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 10 号の 3 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 10 号の 3 番について説明します。議案書は、15 頁です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、事由の詳細は、譲り受け人はこれまで、申請地を譲り渡し人から借り受けてミカンを栽培してきたが、譲り渡し人より売り渡しの要望があり、譲り受け人が買い取ることで合意したもので、許可があり次第、売買による所有権移転を行う予定です。

関係資料は、15 頁から 19 頁までで、1 頁に位置図、16 頁に付近近況図、17 頁に字図、18 頁に現況写真、19 頁に航空写真を添付しています。17 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。19 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で 5 分以内のところにあり、ミカンを栽培予定です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 10 号の 3 番につきまして、16 番

委員、補足説明をお願いします。

16番 16番委員です。本案3番は、申請事由など先程の2番と全く同じで、問題ないことを確認してまいりました。以上です。

議長 ただ今、議案第10号の3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第10号の4番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 4番について説明します。資料20頁は議案書です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、事由の詳細は、申請地は譲り受け人の自宅に近く、耕作農地に隣接した休耕地で、譲り渡し人は数十年前に市外に転出しており、今後帰郷する予定もないため、譲り受け人が買い取り、規模拡大を図るものです。許可があり次第、売買による所有権移転を行う予定です。

関係資料は、20頁から24頁までで、1頁に位置図、21頁に付近近況図、22頁に字図、23頁に現況写真、24頁に航空写真を添付しています。22頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。24頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅に隣接したところにあり、ミカンを栽培予定です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第10号の4番につきまして、16番委員、補足説明をお願いします。

16番 16番委員です。3月23日に現地確認をいたしました。申請地は、譲り受け人の自宅裏手の耕作農地に隣接した休耕地で、譲り渡し人は

数十年前から市外に転出しておられ、今後も帰郷する予定がないということで、譲り受け人が買取り、規模拡大を図るということでした。以上です。

議 長 ただ今、議案第 10 号の 4 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 4 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 11 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料は、25 頁からです。議案第 11 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」は、西海市農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により意見を求められたので、意見を求めるものです。26 頁は、前回申請人の取り下げ意向により議案審議しなかった案件の調書で、今回、西海市長（農林緑推進課）より、農用地からの除外について意見を求められています。27 頁は、その位置図です。今回新たに添付資料として、35・36 頁に変更前・変更後それぞれの平面配置図を添付しています。これらの図面によれば、南側に 3.31m 建物の位置が移動しています。また新たに変更前・変更後の冬至の日影図を、37・38 頁に添付しています。また立面の日影図は 39 頁に添付しています。さらに付近の耕作者の承諾書を 42 頁から 44 頁に添付しています。

本件は、西彼町小迎郷字下珍古原の畑 1 筆 1,803 m²を農用地から除外する内容となっています。今回の変更理由は、28 頁右下に記載のとおり、転用予定者は、農業後継者もおらず、規模縮小を余儀なくされており、今後の生計維持手段として、申請地に賃貸住宅を建築经营することとし、今回農用地からの除外を申請するに至った、とのことです。集合住宅 2 棟 16 戸分を建設したいとのこと。添付資料は、26 頁に調書、27 頁に位置図、29 頁に付近近況図、30 頁に字図、31 頁から 32 頁に現況写真、33 頁に航空写真、34 頁に被害防除計画書、35 頁に変更前の平面配置図、36 頁に変更後の平面配置図、37 頁に冬至時の

変更前日影図、38 頁に変更後日影図、39 頁は立面の日影図、40 頁・41 頁に立面図、42 頁から 44 頁に付近の耕作者の承認書を添付しています。34 頁に戻り、被害防除計画書の内容ですが、盛土を最高 136 c m 行い、切土を最高 53 c m 行い、擁壁を設け・法面保護を行う。排水については、雨水は溜枡を設置し、水路放流し、汚水・生活雑排水は、下水道につなぎこむ。周辺の農地に対し、営農条件に支障を生じさせない措置として、建物の高さを加減することにより、被害を及ぼす恐れはない、となっています。申請地の周囲には、おおむね 500m 以内に、2 つ以上の公共施設である医療機関や小学校があり、下水道が敷設された地区で、幅員 4 m 以上の国道の沿線にある農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 この件につきましては、事務局からの説明にもありましたように、2 月の総会に議案として上ってきましたが、現地確認の際に不備が確認されたという事もある、再度 3 月の総会に上がってきたものではありますが、補足説明を 16 番委員にお願いをいたします。

1 6 番 16 番委員です。前回の総会で上がった案件ですが、今回は業者の方と再度相談をしていただいて、隣のハウス等に影響が出ないように新たに設計を作成し直してもらったということで、約 3.5m で 5 m まではいきませんが、そのくらい位置を下げてもらったということで、あとは周りの隣接する土地所有者にも承諾書をもらって、了解を得ているということでした。以上です。

議 長 ただ今、議案第 11 号について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

2 番 2 番委員です。確かに 3 m ほど下げて、日照もかなり改善されていますが、それでもビニールハウスの 5 分の 1 程度の面積が、日陰になっています。これはイチゴの栽培には影響しないでしょうか。誰かイチゴをされてる方がもしおられたら、教えて欲しいと思いますが。

1 6 番 16 番委員です。実際の日当たり状況については何とも言えないところもありますが、3.5m 弱下げてもらっていますし、ハウスの園主も大丈夫だと判断して承諾をしているようですから、問題ないものと判断しています。

議 長 他にご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について「意見なし」とすることにご異議
ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 11 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」
につきましては、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 12 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集
積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から
説明をお願いします。

事務局 議案第 12 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
（案）の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18
条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、
農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否に
ついて、判断を求める、となっています。資料は 45 頁から 58 頁まで
です。46 頁は、今回の解約や要請分の集計表となります。47 頁・48
頁は利用集積計画の合意解約で、49 頁は配分計画の合意解約となっ
ています。解約理由は、一番右の欄に記載しています。集積計画は、19
筆、12,969.84 m²の解約で、配分計画は 5 筆 6,461 m²の解約となっ
ています。50 頁からが、今回要請する分となっています。今回は、7 人
の受け手が、合計 13 筆 19,103 m²を借り入れる内容となっています。
各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を
参照ください。番号 5 については、その筆の一部を借り入れとなっ
ており、その部分の資料として、51 頁に航空写真を添付しています。ま
た、受け手（借り手）7 人の経営状況については、52 頁以降にそれぞ
れ記載しており、作付け予定作目等を手書きで記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満た
しており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上
です。

議 長 それでは 1 番から 4 番の補足説明を、14 番委員をお願いします。

1 4 番 14 番委員です。今事務局から説明がありましたとおり、この件につ
いては再度の計画でありまして、借受者については、3 月 22 日にそれ
ぞれ電話で了解をとらせていただきました。それから、天候不良が続
いたという事もあり、現場確認は、推進委員に連絡せずに、私一人で
いたしました。といいますのも、この丸田地区基盤整備につきまして
は、集積から配分についてまで、すべて私が以前の業務で関係をいた

しておりましたので、現地についても容易に確認することができました。それで1番から3番については3月23日に現地確認をいたしました。1番と2番の2筆については1か所にまとまってありましたが、3番目の丸田地区については、私の畑の隣でありまして、普段からずっと見て確認もできていた農地でありました。それから受け手についても、ご夫婦と息子さんの3人でしっかりと経営をやって、管理等も十分出来ていますので、問題ないと判断をしております。それから4番の物件につきましては、3月24日に現場確認をいたしました。この現場は、以前イノシシの防護柵の関係で受け手法人とお話をした経緯がありましたが、その柵もきれいに出来上がっておりまして、この受け手法人への配分についても、問題ないものと思われます。以上です。

議 長 続きまして、5番の補足説明を4番委員にお願いします。

4 番 4番委員です。3月23日に私と地元推進委員、そして借手で現地確認をいたしました。現地は、51頁の写真で赤い網掛けの部分ですが、耕作できる状態で、畑の周りにはワイヤーメッシュが施工されていました。借り手は、現状で、54頁にありますように4反余りの園地で露地野菜と果樹栽培に取り組んでいます。今回は規模拡大を図るもので、この園地にはスイカとブロッコリーを植える予定です。娘婿と一緒に農業に従事しています。特に問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、6番から11番の補足説明を16番委員にお願いします。

16番 16番委員です。11番の出し手は受け手の親戚にあたられる方で、受け手は、ここでレモンを作る計画だそうです。6番から10番については、3月23日に現地確認で現場に行きましたが、周りは全く問題ない状態でした。ただ申請地を見てみますと、特に、建設資材の廃材が散乱しており、そこを農地として活用するまでにはちょっと時間がかかりそうな気がしました。受け手は、ちょっと時間がかかっても頑張ってやるということでもありましたし、それと入り口付近しか確認をしていなかったそうで、奥の方が広がっていますが、その状況を、出し手にもう一度確認を取ってもらうようなことで、連絡を待っていましたが、何もなかったので、恐らく受け手もやる気のある人であるので、予定通り、頑張ってやられるものと判断しました。以上です。

事務局 事務局から、その点についての連絡ですが、市の農業振興公社からの報告ですが、重機を使って掘ってみたところ、下の方には埋まって

おらず、表土だけでしたので、そのまま借り受けるということで受け手から公社へ連絡があった旨聞いております。以上です。

議 長 この件につきましては、私も一緒に現場確認をいたしましたので、補足をいたします。農業振興公社から受け手に話があり、そして現地確認をして、借り受けようということでありました。その確認の際、手前の方に建築用の廃材が廃棄されており、そこが非常に気になったところですが、そのところをもう1回出し手に確認してもらい、そして問題がなければ、借り受けるということで、連絡待ちでありましたが、先ほどの説明のように、受け手からの連絡はありませんでした。受け手は、現地確認の際に、今年はとても出来ないけど、来年か再来年ぐらいには準備をしていきたいということでありましたので、後もって事務局から説明がありましたように、中の方を確認してみたら別に問題ないということで、借り受けるということになった模様でありますので、その経過を説明いたしました。

議 長 続きまして、12番の補足説明を7番委員にお願いします。

7 番 7番委員です。3月26日に、地元推進委員2名と受け手本人立会いのもと、現地の確認をいたしました。ここにつきましては、もともと受け手が出し手から借りてサツマイモをつくっていたそうです。今回、中間管理機構を通して、正式に借りるということで新規になっています。現地にはですね、サツマイモの後に、現在はサトイモの種イモが植えられていました。受け手本人も38歳と非常に若く、農業に対し非常に意欲的な方でありますので、問題ないと判断しております。よろしくお願いします。以上です。

議 長 続きまして、13番の補足説明を16番委員にお願いします。

16番 16番委員です。現地は出し手が3年前ぐらいまでイチゴを作っていた場所で、ハウスだけがそのまま残っています。受け手は勤め先を、今月いっぱい定年退職ということもあって、そこを借り受けてシャインマスカットをつくる計画を立てておられました。受け手はミカンも作っていますが、シャインマスカットだったら収穫時期が重ならないので大丈夫だろうという事も伺いました。以上です。

議 長 ただ今、議案第12号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 12 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 申出分の非農地の資料は、59 頁から 68 頁までです。議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分について説明いたします。

今回審議いただく、申し出分の対象地は、

1 番 西彼町 1 件・1 筆（資料は、59～64 頁）

2 番 大島町 1 件・1 筆（資料は 59・60・65～68 頁）

合計 2 件（人）・2 筆 1,058.00 m²、となっています。

今回の申出分 1 番については、長年耕作がなされておらず雑草が生い茂り、遊休農地化していたため、農地中間管理機構へ情報提供を行いました。借り受け基準に該当しないとの回答がありました。水が来なくなったため水田として利用することは困難で、宅地に囲まれており、特に支障はないと判断しました。2 番については、雑木が茂り、原野化しているため、特に支障はないと判断いたしました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。参考までに現況写真をご覧ください。西彼町の物件については、63 頁、大島町の物件は 67 頁に添付しています。事務局からの説明は以上です

議 長 それでは、1 番の補足説明を、3 番委員をお願いします。

3 番 3 番委員です。3 月 26 日に、申請者本人を交えて現地を確認いたしました。申請者本人の生活状況として、家族全員が会社員ということもあり、時間もなく、なかなか農地を利用することができないということでした。申請地の隣には、親族が住宅を構えておられます。そして当地は、長年水田として地域の人に利用をしてもらっていた状況がありますが、水路の破損がひどく、毎年のように補修を繰り返しながら、水田を作付けされていたそうです。約 7 年前まではそういう状況が続いておりまして、それ以後は全く作付けされていないということ

でした。申請地に隣接する農地については、今後も家庭菜園として利用していきたいという意向も伺いました。以上です。

議 長 続きまして、2 番の補足説明を、2 番委員にお願いします。

2 番 2 番委員です。この案件は一昨年だったと思いますが、農地転用許可不要案件で、地区の消防分団の分団倉庫用地となった土地のちょうど真裏になっていまして、全く農作業ができるような状態ではないし、また先ほど事務局から説明があったように山林化しておりますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 13 号の申出分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分 1 番と 2 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料は、69 頁からです。議案第 13 号「非農地通知の対象とすることの決定について」同意書分について説明を行います。今回は、2 月 15 日から 3 月 14 日まで受け付けた分を審議していただきます。大島町の物件が 4 件 29 筆、大瀬戸町の物件が 6 件 25 筆、合計で 10 件 54 筆 21,202 ㎡です。72 頁は位置図です。以降、航空写真配置図、航空写真を添付しています。

今回の対象地は、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

また今月分の非農地通知の対象は、今回の同意書・申出分合計で、56 筆 22,260 ㎡になります。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 13 号の同意書分について説明がありました。同意書

分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。
何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 それでは、本案について決定することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 13 号の同意書分 1 番から
54 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について、事務局お
願いします。

事務局 報告事項の資料は、別冊の 89 頁からです。報告事項 5 については、
説明は先にしましたので割愛し、報告事項 4 までとしますが、1 から
4 までは、申請者は電力事業者関連の送配電事業法人で、所有者がそ
れぞれ異なる 4 名の方となりますが、転用目的や事由が共通していま
すので、一緒に説明します。報告事項 1 から 4 までは、全て送電線鉄
塔の建て替え工事に伴う、仮設搬入路用地として使用するものです。
資料はそれぞれ、字図や現況写真航空写真を添付しています。また字
図には仮設搬入路用地として転用する部分について、緑の斜線で図示
しています。以上で報告事項の説明を終了します。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでし
たら、その他みなさんから何かございませんか。

 次回の総会は

日時 令和 6 年 4 月 25 日(木) 午後 2 時 00 分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室

代 理 これをもちまして令和 6 年西海市農業委員会第 3 回総会を閉会いた
します。お疲れ様でした。

令和 6 年 3 月 28 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人